

# ひょう害に対する農作物管理について

令和4年5月26日  
農業技術課

※ 農薬を使用する際は、農薬ラベルをよく確認し、使用基準を遵守してください。  
また、長野県、(一社)長野県植物防疫協会発行の「長野県令和4年農作物病害虫・雑草防除基準」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku/bojokijun/index.html>)を参考と  
してください。

## 1 果樹

### (1) りんご

#### ア 摘果

##### (ア) あら摘果

- ・あら摘果がまだ済んでいない場合は、作業は2～3日見合わせ、傷の様子がはっきり確認できるようになってからとりかかる。
- ・この際は、できるだけ傷の少ないもの、小さいものや浅いものを残す。傷の位置は、果実の赤道面から果へい部にかけて、打撲傷の少ないもの、あるいは小さく浅い果実を残す。大きな打撲痕は、皮が破れ凹んだ裂傷となり、小さな打撲痕は広がらずにやや凹み、サビを伴うことが予想される。
- ・あら摘果が遅れると、果実品質や花芽形成などに悪影響を及ぼすので、2～3日様子を見たらできるだけ早く摘果を再開する。できるだけ中心果を残すようにするが、中心果の損傷が激しい場合や発育不良の場合は被害程度の軽い側果で対応する。

##### (イ) 仕上げ摘果

- ・仕上げ摘果にあたっては、障害程度の軽いものを残すが、果実の傷の有無をよく確認し、胴部から果梗にかけて障害のないものを優先して残す。
- ・損傷が同程度であれば、大きい果実を残すようにする。
- ・葉や樹体損傷が激しい場合は、健全な葉に見合った着果量に調整し樹体の衰弱を防ぐ。
- ・被害程度が軽い場合は、極端に着果量を減らすと樹勢を乱すので、軽傷の果実を適宜残し、樹勢をコントロールする。特に仕上げ摘果が終了している場合は、むやみに被害果を摘果しない。

イ 追肥 樹勢回復のための追肥や葉面散布は、当面行わない。

ウ 防除 定期防除を行っていない場合は、早急に散布する。行っている場合は、農薬登録基準を遵守し、特別散布を行う。

### (2) ぶどう

#### ア かん水

- ・葉が取れたり新梢が折損し、葉枚数が特に不足している園では、第一にかん水を励行する。これにより、副芽または副梢の再発生を促進し、樹の充実を図る。なお、再発生した新梢は、8月盆明け以降に摘心を行う。

#### イ 着房管理

- ・葉の被害が大きい場合は、最終着房量を少なめとする。葉脈が切れていない葉は、光合成能力があまり低下しないので、通常どおりの着房管理をする。房が揃わなくとも適正な着房量を確保し、収量確保と樹勢維持を図る。

#### ウ 新梢管理

- ・新梢先端が欠落したものは、副梢が発生する。先端の副梢を伸ばして、他の副梢は2～3葉で摘心する。葉の欠落が多い場合は、副梢を活かすよう管理する。

- ・新梢の傷でスレ傷程度のものは、翌年に影響がない。しかし、打撲痕が大きいものは生長が不良となるので、伸びの良い新梢や副梢を選んで誘引し直す。

#### エ 追肥

- ・樹勢回復のための追肥や葉面散布は、当面行わない。

#### オ 防除

- ・新梢、葉、花房の病害発生防止のため、薬剤散布を行う。
- ・定期防除を行っていない場合は、早急に散布する。行っている場合は、農薬登録基準を遵守し、特別散布を行う。ただし、開花期直前、落花期の防除は、生育ステージに合わせて散布する。

### (3) もも

#### ア 防除

- ・果実腐敗性病害発生防止のため、また、せん孔細菌病発生園では病害拡大の恐れがあるため薬剤散布を行う。
- ・定期防除を行っていない場合は、早急に散布する。行っている場合は、農薬登録基準を遵守し、特別散布を行う。

## 2 野菜

### (1) レタス、はくさい、キャベツ、ブロッコリー

- ア 収穫期に近いものは、被害状況により出荷団体と相談の上、出荷の可否を判断し対応する。
- イ 腐敗性病害対策として、銅剤、抗生物質剤、オキシリニック酸剤及びそれらの混合剤などを速やかに散布する。農薬使用時には、適用作物、使用時期（収穫前日数）、使用回数などの使用基準を十分確認する。薬害軽減のため銅水和剤に炭酸カルシウム水和剤を加用する場合、収穫間際には汚れを生じるので、留意する。
- ウ 外葉の被害程度によっては、生育遅延や小玉結球、下位等級となるので、葉面散布等で生育を促す。
- エ 定植直後のものは、被害の程度によって予備苗で植え直しを行う。被害の軽いものは、イに準じて薬剤散布を行う。
- オ 回復が見込めない畑では、早急に後作の作付計画を検討する。

### (2) アスパラガス

- ア 立茎したほ場では、茎枯病、斑点病を予防するため、農薬散布を徹底する。
- イ 倒伏等立茎の被害がひどく回復が見込めない場合は、立茎を刈り取り、速やかに新しい立茎を促す。夏秋どりは様子を見ながら行う。
- ウ 収穫中（立茎前）の場合は、被害茎を早めに除去し、新しい萌芽を促す。

### (3) ねぎ

- ア 病害予防のための薬剤散布を実施し、草勢の回復を図る。

### (4) パセリ

- ア 細菌性病害の発生を予防するため、殺菌剤を散布し、草勢の回復を待つて傷んだ外葉を除去する。

### (5) 冠水・浸水時の対応

- ア 水害を受けたものは速やかに排水を図り、表土が乾き次第、浅く中耕して生育の回復を図る。倒伏したものは無理をせず、少しずつ起こし、茎を折らないよう注意する。
- イ 泥を洗い落とし、病害の発生を防止するため、薬剤散布を行う。
- ウ 生長点まで泥等に埋没した場合は、播き直しを行う。

## 3 花き

### (1) りんどう

- ア 茎葉が損傷しているものは、傷口から病害が発生しやすいので、殺菌剤の散布を速やかに行う。